

様式集 (千葉市斎場 指定管理者 指定申請書類)

◎は必ず提出する書類、△は該当がある場合に提出する書類

1 指定申請書関係

		提出書類	用紙等
1	◎	指定管理者指定申請書	千葉市斎場管理規則第5号
2	△	共同事業体構成員表	申請用様式第1号
3	△	委任状(共同事業体の場合)	申請用様式第2号
4	△	証明資料(代表者企業・団体及び責任割合を示す資料)	任意
5	◎	○指定申請の日の属する事業年度以前に設立されている法人その他の団体 ・貸借対照表(直近1年分) ・損益計算書(直近1年分) ・収支計算書(直近1年分) ○指定申請の日の属する事業年度に設立されている法人その他の団体 ・財産目録(設立時)	写し可
6	◎	経営規模等総括表	申請用様式第3号
7	◎	応募書類の公表に関する意向表明書(兼同意書)	申請用様式第4号
8	◎	・定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類、登記事項証明書(法人に限る) ・役員名簿	写し可 申請用様式第5号
9	◎	納税証明書等	市税完納及び特別徴収に関する証明書：原本 納税証明書：写し可
10	△	調査同意書(市税完納及び特別徴収に関する証明書に代わり納税証明書を提出する場合)	申請用様式第6号
11	◎	印鑑証明書 (共同事業構成員を含めすべての応募者)	原本
12	△	業務経歴書	申請用様式第7号
13	△	技術者経歴書	申請用様式第8号
14	△	特記事項書	申請用様式第9号
15	◎	障害者の雇用の促進等に関する法律の規定により公共職業安定所に提出した障害者雇用状況報告書(本年6月1日現在)又は障害者雇用状況報告に係る申立書	障害者雇用状況報告を公共職業安定所に提出することを義務付けられている事業者はその写し それ以外の事業者は、申請書様式第10号
16	△	同法の規定による障害者雇用納付金に係る申告書及び納付書(本年度分及び昨年度分)	写し
17	◎	誓約書(共同事業構成員を含めすべての応募者)	申請書様式第11号

※ 各証明書類は、指定申請書提出日から3か月以内に発行されたものを使用のこと。

2 提案書関係

		提出書類	用紙等
1	◎	提案書一式	提案書様式第1号から 提案書様式第27号

※ 表紙と目次を作成のこと。

3 その他

		提出書類	用紙等
1	△	説明会参加希望届	関係様式第1号
2	△	質問書(募集要項等の解釈について)	関係様式第2号
3	△	質問書(提案書作成にあたっての疑義について)	関係様式第3号
4	△	応募辞退届	関係様式第4号

納税証明書等について

指定管理者の指定申請書の提出にあたり、市税等の滞納がないこと及び千葉市における特別徴収実施について証明するため、「市税完納及び特別徴収に関する証明書」を、また、消費税及び地方消費税の滞納がないことを証明するため、「納税証明書」を添付することとしています（一部例外あり）。

1 必要書類

（１）市税完納及び特別徴収に関する証明書 原本

【請 求 先】千葉市の各市税事務所市民税課及び市税出張所

- 【留意事項】・申請時点において、募集要項に定める期限以前に未納がある場合は、市税完納及び特別徴収に関する証明書が交付されないため、「納税証明書」（平成２６・２５年度分）、調査同意書を添付してください。
- ・市税完納については、市外事業者であっても、納めるべき市税がないこととして、証明書が発行されますので、必ず請求してください。
- ・特別徴収に関する証明については、千葉市在住の従業員がいないなど、特別徴収義務がない場合であっても特別徴収未実施が認められるとして、証明書が発行されますので、必ず請求してください。

（２）法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書 写し可

【請 求 先】本店の所在地を管轄する税務署

- 【留意事項】・必ず、「未納の税額のないこと」の証明書（納税証明書その３）で提出してください。
- ・証明書交付日までに納期が到来している全事業年度分について、税務署で証明を受けたものを提出してください。
 - ・免税事業者（税額のない者）についても、「未納の税額がないこと」の証明書が発行されるので必ず提出してください。

【参考様式】

別紙 市税完納及び特別徴収に関する証明請求書、市税完納及び特別徴収に関する証明書